

評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	系列園共通の保育理念・保育目標・保育基本方針が定められており、職員全員に配付する「スタッフハンドブック」に記載している。正職員には本社の入職時の研修で理解と実践を促し、随時入職するパート職員には園長が周知を図っている。保護者には入園説明会及び進級時の新年度説明会で重要事項説明書をもとに保育理念等を含めて説明を行い、周知を図っており、同説明書は毎年度の改訂もなされている。

I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	環境変化に適切に対応した事業経営の維持や改善のために、園長は自らが参加する市の私立保育園協会や町内会で得た情報を本社に報告しており、本社の担当者が収集した国や県の社会福祉事業全体に係る情報とを集合整理して分析し、経営に反映させる取組がある。中・長期計画を策定して取り組むまでには至っておらず、今後の検討が待たれる。
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b	組織体制や設備の整備、財務状況等に係る問題・課題等への取組は基本的に本社の専権事項となっており、その主導のもとで園としての裁量の範囲内で各種取組を行っている。福祉サービスに係る事項については、重要度や緊急度に応じ、本社や系列園の園長会議で共有し、改善に向けた話し合いを行い、対策を講じている。職員への周知については、その内容の性質を園長が判断選択して行っている。

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c	中・長期計画の策定はなされていない。
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c	園運営に係る具体的な項目を示した単年度の事業計画が作成されている。数値目標や具体的な成果等の設定など、計画の実効性を高め、計画の実施や達成の状況の評価、計画の見直しなどに活かすための工夫が課題と考えられる。 また収支に係る事項は本社の専権事項になっているため、基本的に園の裁量とされていない状況にある。

評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	事業計画の策定に際し、園長による当年度の計画の進捗状況の確認・見直し、新規課題の把握がなされている。また保育計画や行事に係る事項については、職員による当年度の各計画の評価結果の反映等に加え、年末に個々の職員から意見等を聴取して事業計画に反映させる仕組みがある。新年度の事業計画については、3月の職員会議で職員への周知を図っている。
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	b	保護者には、入園説明会及び進級時の新年度説明会において、保育理念等を掲載した重要事項説明書に基づいて説明を行い、周知を図っており、行事等に関しては事前に詳細を記したプリントを配付している。これが実質的に事業計画の主要な内容の伝達としても機能していると考えられる。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	提供する保育サービスの質の向上を目的として、職員による保育計画や行事等の評価に取り組み、年度末には8テーマ25項目の「保育園における自己評価」を求めている。保護者には各種行事後のアンケートなどを通じ、ニーズの把握に努めている。検討する場として職員会議や保護者代表・第三者（民生委員）などを交えた運営委員会等がある。本社と関連する事項は、関係部署と連携して取り組む仕組みがある。
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	前項で得た評価結果や保護者からのニーズ等は、該当する会議でPDCAサイクル手法を用いて検討し、職員間・関係者間で共有化を図るとともに、文書化して次年度計画に反映している。今年度は開園以来初めての第三者評価受審・公表にも取り組んでいる。

評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	園長・主任から補助職員までの各職種・職位の業務は「園則」（運営規定）に示されるほか、職務分掌表に列挙されている。園長は職員に対する年度初めの事業計画発表時に、自らの経営・管理に関する方針と取組の内容を明確にしている。園長不在時の権限委任等については、緊急時の指示命令系統に係る、優先順位表を作成して事務室に掲示している。
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組みを行っている。	b	本社は組織運営の基本の一つにコンプライアンスの順守を置いており、「コンプライアンスマニュアル」を策定して徹底を求めている。関係法令の制定や改定、関係する事故や先進事例等が生じた時は、系列園の園長会議で採り上げ、周知を図っているほか、緊急時には本社通達で行うこともある。園長は、その内容に応じてリーダー会議や職員会議で職員に周知を図っている。
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b	利用者の立場に立った保育サービスの提供を目的に、園長は主任の協力を得て、毎年の事業計画の策定時の見直しや、日・週案に始まる各種指導計画の見直しなどを行い、改善対策に取り組んでいる。また、個々の職員から年末に意見聴取を行い、質の向上に反映させている。職員には園内外の研修に参加させるなどして、人的資源の質の充実を図っている。
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b	経営に係る人事・労務・財務等に係る事項は本社の専権事項となっているが、園長は裁量の範囲の中で、主任の協力を得て業務の改善や実行性を高めるための取組を行っている。各職員に評価表の作成を求め、年3回の園長面談を行うなどして、人員配置や働きやすい環境整備等に反映させている。また保育所向けのICTシステムソフトウェアも導入し、業務の効率化を図っている。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	本社は系列園全体の人材確保・育成を統括しており、計画的に取り組んでいる。園内において欠員が予測される場合は園長が本社に報告し、新卒者の配属やグループ内での異動等により、必要とする人材を確保している。採用した人材に対しては、本社による入職時の基礎研修、及び園が求める能力やスキル等の能力の向上を目的とした日常的な指導に加え、内外の研修に参加して学ぶ仕組みがあり、実施されている。
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b	期待される職員像等を、全職員が所持し、入職時の教育でも用いられる「スタッフハンドブック」に「保育姿勢」「スタッフの資質向上」として記載し、新人研修で説明して周知を図っている。人事基準に関する事項は就業規則・給与規則等に定めている。職員個々の専門性や職務遂行能力、職務や貢献度等の評価は、職員が行う目標設定・自己評価（「評価表」）に基づいて行っている。「評価表」は職位や職種に応じて設定され、それぞれに求められる能力・技術や行動を各職員が自覚できるようになっており、昇進・昇格や昇給の基準、段階的な能力指標など、各人が自身の職業人としての将来像の設計に活用するためのいわゆるキャリアパスモデルの明示が今後の課題と思われる。

評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b	労務管理は園長が行い、全職員の就業状況を把握している。シフト表の作成時には職員各自の希望を確認し、職員の年次有給休暇の取得は希望通り承認するなどの配慮をしている。職員のメンタル面を含む健康状態等の情報を日常的に収集し、園長・主任が適時声かけをするなどして、問題解決に向けて取り組んでいる。職員間のコミュニケーションを深めるための食事会への補助、職員が利用できる会員制のクラブに加入するなどの各種福利厚生を整備も本社によってなされている。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	期待される職員像等を「スタッフハンドブック」に「保育姿勢」「スタッフの資質向上」として示し、本社の新人研修等において説明と周知がなされている。個々の職員の育成への取組は、個々の職員が作成する「評価表」に基づく年3回の園長面談で課題を把握し、個別・層別（新人、中間、主任）・職種別ごとの育成につなげている。「評価表」は自己目標と進捗状況、本社が求める「行動・能力基準」、「ルール・マナーの振り返り」等で構成されている。これらの取組の最終結果は、本社の人事部門で統括管理されている。
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	前項の取組を踏まえ、個別・層別・職種別の年間研修計画が策定されている。研修には本社が主催する研修と外部研修があり、園長面談の結果を織り込んで個々の職員が該当する研修に参加している。また園内研修として、新年度の開始前のSIDS研修・プール前の救命救急研修・冬季前の嘔吐処理研修など、生命保持に関わる最重要研修は実技研修として毎年実施している。年明けにはエビペン研修を計画している。
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	個々の職員の専門資格は入職時に確認し、知識・技術水準は日常の業務への取組姿勢や「評価表」に基づく園長面談で定期的に確認している。個別・層別・職種別、テーマ別研修への取組状況は前項の通りである。新卒職員には指導係をつけてOJTを行い、その日のうちにフィードバックを行っている。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	実習生受け入れは園長が窓口になって進めており、受け入れに対する基本姿勢を含むマニュアルが整備されている。またオリエンテーションのマニュアルも用意されている。保育学生の実習に対しては、経験値の高い職員を指導につけている。看護学生の実習は観察実習のため、保育体験の中から気づきを引き出す方式になっている。実習指導者向けの研修は行っていない。

評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

II-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	本社のホームページに系列園共通の保育理念・保育目標・保育基本方針、提供する保育サービスの基本コンセプトとその内容、所在地等を詳細に掲載している。財務等の情報は、当園のものを閲覧自由として玄関にファイルを設置している。地域に向けた活動説明は運営委員、第三者委員（民生委員）を通して行っているが、より広域にわたる発信を課題と考えている。苦情・相談体制に関する事項については、「重要事項説明書」にわかりやすく表示して保護者に伝えている。また初回となる今回の第三者評価の受審結果も開示する予定である。
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	本社が事務・経理・取引等に関する事項を統括管理しており、園では園長が本社の定めるルールに基づいて適正な処理に努めている。本社による内部監査が毎年実施されるほか、県による監査が隔年周期で行われ、問題があれば改善している。次回の平成30年は県とともに市も入る予定になっている。なお当園が属する本社組織の形態特性から、単独で公認会計士等の監査を受ける仕組みにはなっていない。

II-4 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	地域との関わりへの取組姿勢とその内容については、本社のホームページに示され、取組は個々の園に委ねられている。当園では今年度から町会に加入したことで地域行事に係る情報が入手しやすくなり、園児や保護者が参加できそうなものは園内掲示により情報提供している。継続して町内会との交流を進め、関わりの深耕を図ってゆく意向である。
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	ボランティア等の受け入れについてはマニュアルが整備されており、園長が担当して受け入れている。定期的には地域中学校の職業体験の受け入れがあり、当該中学校と連携してプログラムを進めている。また、保育学生のボランティア要望にも、随時応じている。ボランティア等の受け入れに際しては、職員会議で職員に周知している。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	市役所・保健所・消防署・警察署・児童相談所・医療施設等と必要に応じた連携が取れるよう一覧化している。また私立保育所団体の園長会における情報交換や問題解決に向けての取組、市の要保護児童対策地域協議会に参加し、地域関係機関との情報の交換や連携を推進しており、地域全体で子どもを守り、育てる関係の強化に取り組んでいる。

評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

Ⅱ－４－（３） 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ－４－（３）－① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	c	地域住民から問い合わせがあれば育児相談・栄養相談等に応じる準備はあるが、広く呼びかけをしていないこともあり、地域における認知度は必ずしも高くはないと考えている。災害時には福祉施設として園資源の地域活用ができることを民生委員に伝えている。
Ⅱ－４－（３）－② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	b	在園世帯や園見学で来園する地域の未就園世帯との会話などから、市内の子育てや「保活」の状況などを把握するほか、運営委員会で民生委員と情報を共有し、地域のニーズがあれば園の持つ福祉資源の活用や対応ができることを伝えるなどしている。目下のところは受動的な活動にとどまっており、園が主体となって地域社会の福祉向上を目指すための取組、地域の具体的な福祉ニーズの把握、それらに対応する園独自の公益的な事業活動の展開につながるような能動的な取組は今後の検討課題と思われる。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ－１ 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ－１－（１） 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ－１－（１）－① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	保育理念・基本方針は「子どもの最善の利益」を織り込んだ内容になっており、職員には入職時や内部研修の機会を設け徹底し、保護者には入園時や年度初めの説明会等で繰り返し伝えている。福祉サービスの提供に際しては、各種の指導計画の作成・実施・振り返りの中で、子どもが互いを尊重する、性差などのことも踏まえ、職員間の共有を図りながら取り組んでいる。
Ⅲ－１－（１）－② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b	不適切な事案が生じた場合の対応方法を含む権利擁護・個人情報保護・虐待防止についてのマニュアルや規定が定められており、職員には内部研修を通じて周知されている。また業務に携わる職員の姿勢・責務等についても内部研修で周知を図っている。園ではこれらの事項を踏まえて福祉サービスの提供を行っている。
Ⅲ－１－（２） 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ－１－（２）－① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	b	園の情報はホームページや市の広報等で掲載され、利用希望者等の目に触れるようになっている。また施設見学では事前に電話等で予約を受け付けており、平日の13時から15時の間でゆっくりと園内を見学できるようにしている。当日は園長が対応し、各クラスを案内しながら子どもの活動の様子なども口頭で伝えるとともに、持ち物・料金、行事などを丁寧に説明している。また園内の掲示も活用して英語や掃除などの独自の取組を伝えたいと、質疑応答を行い、希望者が理解しやすいような配慮がなされている。
Ⅲ－１－（２）－② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	b	入園が決定した後、全体に向けた入園説明会を行っており、「利用のご案内」（重要事項説明書）をもとに理念・方針、保育の内容、持ち物や延長保育等の仕組み、健康管理や保健に関する事項の説明などを行っている。また毎年の年度末の懇談会では園長から次年度の重要事項説明書について説明を行い、同意書を得る仕組みとなっている。
Ⅲ－１－（２）－③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	c	園運営や保育実施にあたっての変更がある場合、随時の説明を行うほか、毎年の進級時の懇談会等において、重要事項説明書の説明を行い、理解を得られるようにしている。また卒園児が来園した場合は、主に元担任や園長主任が対応窓口となっているとのことであるが、書面等での明文化や保護者への周知などの仕組みづくりまでは至っていない。利用終了後の支援の継続性への配慮を含め、さらなる工夫に向けて一考されたい。

評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	本園が毎年、直接保護者に対して行うウェブによる調査に加え、園では各種行事後のアンケートや「保育園における自己評価」、クラス懇談会、個別面談等の機会を設けて要望等の情報を収集している。収集した情報は該当する本社や園内の会議（運営委員会を含む）で検討し施策に反映している。
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	園長を苦情解決責任者、主任を苦情処理受付担当、第三者委員2名による体制が構築されている。保護者には「重要事項説明書」に記載して入園説明会、進級時の新年度説明会で周知を図っている。また園の玄関にも掲示している。受け付けた意見等は所定の様式に記録して、職員への周知とともに改善策等を検討し、個別対応または全体への周知が必要なものは園便りや掲示等でフィードバックしている。
Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	b	園便りや玄関への掲示物で、意見・要望等を随時受け付けていることを示している。また相談スペースを確保するなど環境にも配慮している。
Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	本園が作成する「運営基本マニュアル」に相談や意見等を受けた際の詳細な対応方法を示しており、定期的に見直している。職員は、日々の福祉サービスの提供において、保護者が相談や意見をしやすいよう配慮し、適切な対応や傾聴をするなど組織的に取り組んでいる。また迅速な対応を原則としているが、時間が必要な場合は中間報告として進捗状況を説明している。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	「運営基本マニュアル」に安心・安全に対する取組内容を定めている。園長をリスクマネジメントに関する責任者とし、事故等、あるいは危険等が生じた場合は、クラス職員がその内容に応じて、ヒヤリハット、またはインシデント・アクシデントの報告書様式に記録し、集計・分析している。職員会議で改善策を検討し再発の防止を図っている。さらに安心・安全に係る内部研修で知識・スキル等の向上に取り組んでいる。
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b	「運営基本マニュアル」に感染症に対する管理体制を含む取組内容を定め、園内研修で周知を図っている。感染症が発生した場合は、口頭や掲示物で保護者に注意喚起すると同時に、園内の清掃方法を通常対応から感染時対応に切り替えている。園長が、定期的開催される本社の看護師による保健会議に出席し、最新情報を職員に伝えている。
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	b	消防署に防災計画を提出し、毎月の避難訓練で個々の職員の役割を確認している。消防署員の立ち合い訓練、警察官立ち合いの不審者対策訓練をそれぞれ年に1回行っている。また水はけの悪い立地のため、台風や集中豪雨の予報が出ると、事前に土嚢の準備をしている。園児の安全確認は一斉メール送信で行い、職員は緊急連絡網を利用している。備蓄品のリストに消費期限を記載しており、給食職員と共有している。

評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	b	入職時の研修にて各職員に「スタッフハンドブック」が配付されており、理念やコンセプト、子どもへの声かけや保育場面ごとでの手順、保護者対応や安全管理などの重要ポイントの確認がなされている。また危機管理・保健衛生・運営・保育・スタッフなど多岐の内容を網羅した「運営ハンドブック」を事務室に常備し、職員がいつでも閲覧できるようにしている。
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	「運営ハンドブック」等のマニュアルは系列各園の共通となっており、本社で必要に応じて変更を行うほか、保健に関する内容については系列園の看護師が集う看護師会で検討し、各園へと変更点を伝える仕組みとなっている。園内においてはリーダー会議等に提案のうえ、即時的な改善も行い、スタッフ会議での周知を図っている。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	b	入園時に提出される保護者記入の各様式と個別の面談によって、子ども一人ひとりの家庭状況・心身の発達状況と呼び成育歴、家庭の育児方針などを把握し、保育提供の参考とするとともに、毎月のスタッフ会議・リーダー会議などの機会に各園児の発達の推移や直近の発達課題などを各クラスが報告し、必要な配慮を話し合っている。これらをもとに個別の発達の推移を定期的に記録しており、「個別経過記録票」または「発達記録」に、指導計画と対応する養護・教育及び食育の各観点から、2歳6か月までは毎月、以降2歳児は隔月、3歳以上児は年4回、心身の発達の現況とそのための支援の見通しを記録している。これに加え、運動能力や言語・思考・社会性・生活習慣といった観点から、年齢ごとの所定の指標に基づいてできるようになったことをチェックしている。それぞれ担当が記入し、主任・園長が確認することとなっている。
Ⅲ-2-(2)-③ 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	b	保育課程及び各年齢・各期間の指導計画はPCソフトウェア上で作成・管理されており、各クラスとも年・月・週の各計画を立案して日々の保育を提供し、デイリーボード（保育日誌）に実践した内容とその反省を日単位で記録するとともに、週・月末にもそれぞれ評価反省を行っている。月の反省は養護・教育の各観点で、生活・健康面と保育活動のそれぞれについて振り返りを行うこととなっている。また2歳児までの各年齢では個人別の月の計画も作成し、月末の評価反省をもとに次月の計画を立てる仕組みとなっている。計画の作成・変更は担当が行い、主任の確認を経て園長が承認する手順としている。

評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

Ⅲ－２－（３） 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ－２－（３）－① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b	子どもの心身の発達状況・生活状況は前述の仕組みと様式によって記録・管理されており、記入様式は児童票として個人別に管理し、PCデータは職員固有のIDとパスワードでログインし、必要な情報にアクセスする仕組みとなっている。それぞれ職員が事務室内で必要な情報を参照できるようにされているほか、毎月のスタッフ・リーダーの各会議や毎日の朝礼でクラス間の情報交換が行われ、子ども個別の状況の共有が図られている。
Ⅲ－２－（３）－② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	b	PCにはパスワードが設定され、本社のセキュリティ規定に基づいて定期的に変更される仕組みとなっており、電子データは職位・職種に応じた共有や権限設定がなされている。各種書類は用途や機密性などに応じ、事務室内の施錠可能な書棚で管理され、本社策定の「スタッフハンドブック」「運営基本ハンドブック」には帳票類の取り扱い方法や書類の保管年限が定められている。職員にはこれらを含め、個人情報保護について入職時の教育や本社の通達などによる啓発が行われるほか、入職時・退職時には全職員から機密保持厳守の誓約書が取得されている。また本社策定のプライバシーポリシーに、保育提供や園運営の全般における個人情報の利用目的、第三者提供の制限などが記されており、これを重要事項説明書への記載と入園時の説明などによって保護者に伝えている。

評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	b	保育課程は園長を中心に毎年度開始時に評価を行い、適宜改定している。系列園共通の保育理念・目標・方針のほか主な行事・年齢ごとの保育目標と養護・教育の各観点による年齢ごとの概ねの発達の目安を記載し、食育や地域の実態に即した事業（私立保育園協会合同サッカー教室の参加・近隣中学生職業体験の受け入れ）等を加えて園全体の包括的な保育提供の指針としている。各年齢でこれをもとに年間指導計画を立案し、月・週の短期計画に展開させることとなっている。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と養育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地良く過ごすことのできる環境を整備している。	b	1・2階の各室とも南に面し、陽光をふんだんに取り入れることができる造りとなっており、各室とも職員がカーテン等での調光や窓の開閉による換気を適宜行うほか、外気の状態や天候に応じて空調設備や加湿器・空気清浄機を活用し、子どもが過ごしやすい環境となるよう配慮している。また0~2歳児では食事と活動のスペースを仕切り等で区画し、幼児の各室でもテーブル・イスを活動場面によって出し入れするなどして、子どもたちが生活の流れを意識しながら、場面ごとにふさわしい環境の中で過ごし、取り組めるようにしている。各所の清掃・消毒等も毎日定期的に行われている。
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b	入園以降の保護者からの随時の情報収集と、毎日の保育提供を通じた一人ひとりの発達状況の把握によって、それぞれの特性や育ちの現況に即した援助を行うよう取り組んでいる。また0~2歳児には個別の指導計画を作成し、毎月発達課題を設け、生活習慣獲得や友達との関わりなどを中心に、保育者の配慮を定めて毎月末に実践の評価を行っている。3歳以上児でもクラス単位での集団活動を軸として、必要な個別配慮を計画に定めたり、発達に応じて職員が働きかけ、子ども同士で話し合うことで関係を深めたり、問題解決に導いたりできるよう促しながら、それぞれのペースを尊重した心の成長が促されるようにしている。
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っている。	b	3歳以上児の各室には個人用のロッカーが設置され、朝の登園時の荷物の整理や身支度をはじめ、発達に応じ、一日の生活の中で自分の衣服や持ち物の管理を行えるようにしている。またその他の年齢を含め、衣服の着脱は子どもたちの意欲を尊重しながら、できることを行って徐々に身につけてゆけるよう援助し、手洗い・うがいの習慣も年齢に応じて日々の生活の節目に励行している。2歳児後半からは食後のうがいを始め、進級後の春の歯科検診をめぐりに歯磨きの習慣づけにも取り組んでいる。排せつは個々のペースに応じ、家庭と連携しながら、職員が排便リズムを把握して個々にトイレに誘い、慣れるところから始め、個別計画にも反映させながら、概ね幼児への進級の頃までには自立に導くようにしている。幼児トイレにはスリッパを使用後に揃えるよう促す掲示を行うなど、生活の中で子どもたちの自発的な身辺自立を支援している。

評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>a</p>	<p>各保育室は上記「A-1-(2)-①」にて既述の環境設定などにより、子どもたちが日々の活動や生活の場面ごとに、発達に応じて自ら考えたり、意欲的に取り組み、次の活動に見通しを持ったりできるようにしており、午後のおやつ後や雨天時の室内活動などに、子どもたちが遊びや玩具・教材などを自由に選んで思い思いに取り組む時間も設けている。</p> <p>また各年齢で絵本の読み聞かせを生活の各場面で採り入れ、豊かな情操と集中して相手の話に耳を傾ける力を養うほか、好天の日には積極的に散歩に出かけ、徒歩や公園での遊びなどから体力を培い、外部講師によるダンス、年長児のサッカー教室など外部の資源を活用した活動や、夏の水遊び・秋の運動会に向けた練習など、身体を動かす活動も年間を通じてさまざまに設けている。屋上では夏のプール遊びや冬場の縄跳びなどのほか、活動の合間の空き時間などに子どもたちが外気に触れたり、身体を動かしたりしており、散歩では沿道の桜や公園の樹木など身近な自然にも親しみ、ドングリなどの収集と制作活動への活用などとともに、豊かな感性の育みにつなげている。運動会の遊戯やダンス、生活発表会での劇や演奏などの披露をはじめ、発達に応じて子どもたちが友達と協力したり、目標を持って取り組むなどしてやり遂げる機会も設け、日々の生活場面でも職員が働きかけ、子どもたちが自ら話し合うなどして物事を解決したり、遊びを発展させたりするプロセスを経験できるようにしている。</p>
<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>	<p>家庭との緊密な連携に努め、一人ひとりの発達や特性を踏まえ、乳児が安心して保育者を信頼して過ごせるよう配慮するとともに、日常の各場面でスキンシップや顔を見交わしながらの応答的な関わりに努めている。また室内を食事と遊びのスペースに分け、畳を敷いたりぬいぐるみを置いたりするなどして、家庭的で温かな雰囲気づくりを心がけるほか、絵本コーナーの設置、音の出る玩具や手指の発達を促す玩具など、さまざまな素材に子どもたちが触れ、自らお気に入りのものを見つけてハイハイやつかまり立ちをしたり、時には室内で身体を動かしたり、コンビカーで遊んだりできるようにするなど、乳児期の心身の発達を考慮した環境づくりがなされている。</p>
<p>A-1-(2)-⑥ 3歳児未満児（1・2歳児）の保育において養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>	<p>1・2歳児の各室とも生活場面ごとにスペースを使い分けたり、木製の玩具やパズル・型はめなど発達に即した玩具・教材を設置し、子どもたちが意欲的に取り組める環境を設定するほか、時間帯やその日の天候に応じ、マット等で遊びのコーナーを設けたり、場所を広く取って鉄道や車のおもちゃで自由に遊べるようにするなど、自発的な遊びの展開に配慮している。また個別の発達に応じ、主に1歳児から排せつの自立を支援し、自らトイレに足を運んで自分で用を達せられた喜びを感じたり、2歳児がハサミを使った制作活動に挑戦し、衣服の着脱や食具の使用といった自分でできることを徐々に増やしてゆくなど、幼児への進級後の活動の発展に備え、それぞれのペースに応じて成長を支援している。子ども間のトラブルには保育者がそれぞれの心情を受けとめ、共感を伝えたり互いの気持ちを代弁するなど、言葉の発達に応じて解決を図り、成長とともに子ども同士での和解に導けるようにしている。日々の散歩や夕方の合同保育時間帯、運動会やハロウィンなどの行事の際などには、他クラスの子どもたちと一緒に過ごしたり、活動をともしたりする機会も設け、年齢相互の関わりを通じた成長への憧れや年下の子どもへの思いやりなど、相乗的な育ちの獲得が図られている。</p>

評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>室内には図鑑や地図なども置かれ、子どもたちが興味を持ったものを自ら調べ、知的関心を深められるようにするほか、年長児は「キッズおそうじチャレンジ」として、揃いのユニフォームを着て玄関や水周りの清掃を行う活動を毎月行い、就学後の小学校での取組に備えている。また運動会の遊戯やリレーなどをはじめ、仲間同士で協力したり励まし合ったりする経験、屋上や公園での鬼ごっこで鬼やルールを子どもたちで決めたり、週明けの「インタビューごっこ」では友達の前で週末のできごとを発表するなど、幼児期後半ならではの社会性や言葉の獲得を支援している。図書館も徒歩圏内にあり、子どもたちが出かけて本を借りたり、公共の場での立ち居振る舞いを学んだりしており、年長児は調理活動で使う食材を地域の商店で買い求める取組や、市内のフットサル場で他園の子どもたちとサッカーを楽しむ活動なども行い、年度末には市内各園対抗のトーナメント戦にも出場している。ネイティブの専門スタッフによる英語体験「ふあんぱりん」では、歌やダンス・さまざまなゲームなどを楽しみながら、英語での会話や感情表現を楽しみ、異文化への親和性や国際感覚の基礎を培っている。鍵盤ハーモニカにも挑戦し、生活発表会で取組の成果を保護者に披露するほか、「お店屋さんごっこ」では3歳以上児が店の種類や品揃えを考え、身近な廃材などで作った食べ物やアクセサリなどを売る活動に取り組み、0～2歳児はお客さんとして楽しみ、3歳以上児は客と売り子を務めるなど、園を上げての行事としている。当番活動も年齢に応じて行い、年長児が午睡時に1階で下の年齢の子どもたちの着替えや布団敷きを手伝ったり、絵本を読んであげるなど、自分の役割を果たし、誰かの役に立つ喜びの経験を重ねている。</p>
<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>	<p>園舎はバリアフリーに配慮した造りがなされ、配慮が必要な子どもが在籍する場合には、必要に応じ加配の保育士も配置するほか、専門機関から定期的に来園する有識者による巡回相談も活用し、個人別の指導計画を作成して、特性や障害等の状況に応じた支援を行っている。保護者との連携にも努めるほか、担当の職員が関連する外部の研修を受講するなど、支援の最適化にも取り組んでいる。</p>

評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

A-1 保育内容

		第三者評価結果	コメント
A-1-（1）養護と教育の一体的展開			
A-1-（2）-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	<p>日中の活動では、戸外への散歩と室内での机上の活動を一日の生活の中に採り入れたり、活動の合間に屋上で身体を動かしたり、午後のおやつの後などに自由遊びの時間を設けるなど各年齢とも、静と動のバランス・メリハリや子どもの気分転換に配慮がなされている。夕方以降の時間帯には、0・1歳児と3・4歳児と一緒に過ごし、その後少人数の時間帯に全年齢が集まる流れとなり、安全面にも配慮して子どもたちがくつろいだ雰囲気の中でお迎えの保護者を待てるようにしている。低年齢児は保育者の膝の上に抱かれるなどして応答的な関わりを楽しんだり、床に並べられたブロックなどで思い思いに遊んだりし、幼児も部屋を広く使ってブロック遊びに興じたり、マットやテーブルを設置して複数設けた遊びのコーナーで、描画・塗り絵や絵本・ままごと・ゲームなどそれぞれ好きな活動に取り組んだりしている。</p> <p>お迎えの遅い子どもには補食を提供し、職員間で口頭やノート等による申し送りを行って一人ひとりの日中の様子などを共有して、保護者への確実な報告に努めている。</p>	
A-1-（2）-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b	<p>年長児の後半を中心に、小学校への接続を念頭に置いたさまざまな活動を行っており、午睡をなくして就学後の生活を見すえた身体リズムの確立につなげるほか、その時間帯にグループ遊びや運筆・描画など就学を意識した活動を行っている。保育室内の時計に分単位の見方を示す表示を行い、活動ごとに時間を意識して行動できるよう職員が働きかけたり、折々に時計が指し示す時刻を子どもたちに問いかけるなどして、時間の感覚も養っている。また小学校の生活科の活動「まち探検」として小学2年生が来園し、子どもたちと関わりを持ったり、年長児は近隣の「昔遊びの会」に招かれ、小1生から遊びを教わったり、近隣の小学校を訪ねて子ども同士で交流するなどの機会がある。保護者とも県の資料などをもとに面談を年2回行い、就学に向けた情報提供や疑問・不安の解消の機会とするほか、市の幼稚園・保育所・小学校の連携会議等を通じ、地域の小学校や幼稚園とも協力体制を確認するなど、就学に向けたさまざまな取組を行っている。</p>	
A-1-（3）健康管理			
A-1-（3）-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b	<p>日々の子どもの健康状態は登園時の職員による視診や連絡帳の確認、保護者からの聴き取りなどで把握している。日中の体調変化やケガ等が生じた場合は必要なケアを行ったり、保護者に連絡をとるなどして園での健康管理にあたっている。また保護者には家庭における子どもの健康の維持・向上にも役立てるよう保健便りや随時の掲示にて感染症等の情報を提供している。</p>	
A-1-（3）-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	b	<p>年2回の内科健診、年1回の歯科検診が行われており、園内で把握・記録し、子どもの成長や発育の状況の確認に役立てるほか、その結果を保護者に知らせている。また必要に応じてかかりつけ医等との連携を図るようお勧めしている。</p>	
A-1-（3）-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもに対し、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b	<p>食物アレルギー等は面談で詳細を把握し、除去食同意書と医師からの生活管理指導表を提出してもらったうえで対応している。また園での与薬は原則行っていないが、アレルギーや疾患等で必要な場合のみ、医師からの指示書をもとに薬を預かり、それに則って行うこととしている。</p>	

評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

A-1-(4) 食事		
<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>食事の提供時には、0歳児は2~3名ずつ着座し、職員が向き合う形で提供し、笑みかけながらおいしさを伝えたり、ゆったりと自分のペースで食べられるよう援助している。1歳以上児も子どもたちがテーブルを囲み、友達と楽しく語らいながら味わい、幼児は発達に応じて箸とスプーンを併用し、徐々に箸へと移行して使い方を身につけるほか、4・5歳児は食器を持って並び、職員に食べたい量を伝えて盛り付けてもらい、テーブルまで運ぶといった、就学後も見ずえた提供形態が採られている。テーブルクロスを敷くなどして雰囲気づくりにも配慮し、陶器の食器から子どもたちが重さや温かさをじかに感じ、取り扱い方によって欠けたり割れたりすることも学べるようにしている。</p> <p>食育活動もさまざまに実施し、0歳児が職員の蒸したサツマイモを潰す様子を見て形状やにおいを知ったりすることから乳児のスイートポテト作りにつなげ、活動前の導入としてサツマイモが登場する絵本を読み聞かせたり、「やきいもグーチーパー」の手遊びを楽しむなど、絵本などを通じた感性の育みも活かし、期待感を高めながら行っている。幼児は手打ちうどん作りや緑茶を煎つてのほうじ茶作り、青梅ジュース作り・バター作り、「おたのしみ会」でのカレー作りなどに取り組み、食材に触れながらその形状の変化や作って食べる楽しさを知り、夏野菜を栽培して収穫し、味わったり、冬至のカボチャ・柚子や正月の七草など、季節の野菜に親しむ活動も行っている。「いただきます」「ごちそうさま」から食具の使い方や正しい姿勢・座り方、3色食品群に関する知識まで、食にまつわる造詣を深める活動も発達に応じて設けられている。</p> <p>玄関でその日のメニューサンプルや食事・食育に合わせて読まれた絵本を展示したり、給食便りで栄養バランスや咀嚼の大切さ、各種食材等の紹介を行うなど、保護者への啓発にも取り組み、子どもたちの活動は保護者限定のブログでも随時発信している。</p>
<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>a</p>	<p>栄養士は適宜クラスに入り、子どもたちと会話したり、食材やメニューの紹介を行ったりするほか、食の進みや残菜の状況なども把握しており、毎月の会議での現場からの報告・意見とともに、食事提供の充実に活かしている。</p> <p>献立は2週間を1サイクルとして月の前後半に提供する形とし、月前半の状況を後半に活かせるようにするほか、だしを効かせて食材の味を楽しめるようにし、系列全園で行う郷土料理の提供では、日本各地で土地ごとに愛される料理に親しむほか、園独自に「おにぎりさんぽ」と銘打ち、今年で3年目となる全都道府県のおにぎりを毎月提供する取組も行っている。また世界の料理も提供し、さまざまな国々の味覚を体験するなど、多様なメニューから子どもの食への興味を促しており、訪問調査当日も子どもたちがパエリアを味わっていた。</p> <p>ハロウィンではカボチャ型のおにぎり、七五三ではお赤飯、端午の節句では三色のご飯を重ねて鯉のぼりをかたどったメニューなど、行事にちなんだ特別メニューも毎月提供するほか、系列各園で今年度から導入された絵本とおやつとの連動では、おやつの提供前に、そのメニューや食材にちなんだ絵本を読み聞かせることで、子どもたちの期待感やおやつ・食材への興味を高め、よりおいしく味わいながら豊かな情操の獲得がなされるよう配慮するなど、子どもたちの食の楽しみと意欲をくくらすさまざまな工夫がなされている。</p>

評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
<p>A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	b	<p>連絡帳や個人面談、送迎時の会話などで子どもの家庭での状況等を把握し、日々子どもへの支援に役立てている。 懇談会では年齢に合わせた子どもの発達段階やクラスの活動等を伝えるとともに、親子でのふれ合い遊びや制作などの機会も提供している。また保育参観・参加の期間を設けて日常の子どもの生活を見たり体験してもらうほか、運動会・夏祭り・生活発表会などでは一緒に楽しんだり、日頃の子どもの様子や活動等とのつながりを持たせた表現活動等を行うなど、子どもの今のありのままの姿を保護者に見てもらい、園の取組への理解を深める機会ともなっている。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援			
<p>A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	b	<p>日々の送迎時のコミュニケーションに努め、園長・主任も含めて積極的に声をかけるなどして相談しやすいような雰囲気づくりを心がけている。また園長の資格を活かし、毎日16時以降の相談を受け付ける旨を掲示にて知らせている。 クラスごとで行われる懇談会では、子どもに関する話題も添えて自己紹介をして保護者同士の交流のきっかけにつなげるとともに、職員と保護者のみならず、保護者同士での話し合いもできるようにしている。 さらに年2回の運営委員会においても意見交換が行われたり、保護者参加の行事後にはアンケートを取るなど、さまざまな要望の把握とその対応に努めている。</p>	
<p>A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	b	<p>「運営ハンドブック」や重要事項説明書には虐待の防止の措置及び対応について記載しており、朝の受け入れや着替えなどの際の視診・触診によって早期発見に努めている。また年1回程度開かれる戸田市の要保護児童対策地域協議会に園長が参加しており、地域内での見守りや情報共有等を行うなど、関係機関との連携体制も整えている。</p>	

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）			
<p>A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	b	<p>各種の指導計画における振り返りが行われ、次の計画作成へと反映できるようにしている。また年1回、保育所における自己評価として、保育目標・保育の内容・安全への取組・健康管理・職員の質の向上・保護者支援・地域との連携・運営の計8分野で園全体での振り返りから評点とコメントを記し、その結果を掲示にて保護者へ報告している。</p>	